

# きずな

K I Z U N A

特集  
テーマ

まなびと人権

人権感覚を育む



- ② グラフで見る  
「人権尊重の考え方に影響を与えたもの」
- ③ 「人権感覚を育む～学校教育を中心に～」  
新保真紀子さん(神戸親和女子大学 教授)
- ④ 「スポーツを通じた人権に関する学び」  
伊東浩司さん  
(ひょうご人権大使、甲南大学スポーツ・健康科学教育研究センター 准教授)
- ⑤ 「サクラのきょうだい」  
入江輝佑さん(兵庫県立大学附属中学校1年生)
- ⑥ 「刑事裁判への被害者参加」  
河瀬 真さん(公益社団法人ひょうご犯罪被害者支援センター 理事・弁護士)
- ⑦ ふれあいサロン
- ⑧ 情報ぶらざ



兵庫県マスコット  
はばたん

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会

# 人権感覚を育む 学校教育を中心に

神戸親和女子大学 教授

しんぼ まきこ  
新保 真紀子さん

## 人権感覚とは

「人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚」<sup>※1</sup>のことです。例えば学級において、お互いの個性を認め合い、それぞれが力を発揮できる状態を「心地よい」と感じ、逆にいじめがあると「いやだなあ。なんとかしなくては」と感じられる気持ちです。国立教育政策研究所が、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間のいじめ追跡調査をした結果、いじめと無関係でいられる児童生徒は約1割しかないことが分かりました。いじめは、子どもたちの世界で常態化しているということであり、子どもの世界でいじめを許さない人権感覚の育成は、急務と言えるでしょう。

## 日本のいじめの特徴

日本のいじめには、諸外国とは異なる特徴があります。たとえばある調査<sup>※2</sup>では、ノルウェーでのいじめの発生場所は、家庭が教室より約2倍多いのですが、日本では、いじめの大半が教室で起きています。加害者・被害者の

多くは同級生です。つまり日本のいじめは、学級集団のありようが問題となっているのです。日本の子どもたちは、学校生活の大半を教室で過ごします。欧米のように教科ごとに教室を移動したり、能力別指導で学級が分割されることは稀です。つまり日本の教室は一日中、閉じられた空間で、同じ集団が生活をしている場所です。これは人権感覚が豊かな学級なら相互理解も進み、助け合いやチームワーク抜群の居心地のいい場所となります。しかし、ひとたび人間関係がこじれると、いじめの温床にもなりかねません。しかも、同調圧力がかなりやすい思春期は要注意です。

## 学校にできること

まず、教師は学級開きから「いじめを許さない」という安心のフレームで子どもたちをくろみ、子どもたちと話し込んだり、生活ノートの交換などをとおして、子どもたちに寄り添うことが必要です。また、みんなで力を合わせて達成感を味わえる取り組みに挑戦する中で、それぞれの子どもの良さを引き出していくことも大切です。何より「教室は間違つていい」「失敗してもOK」という、寛容と多様性を認め

る価値観が共有される場所であってほしいものです。インクルージョン(包摂)はエクスクルージョン(排除)の対義語です。どの子も排除せず、個性が認め合える学級づくりこそ、今、学校に求められていることだと思います。

※1 文科省「人権教育の指導方法等の在り方について第3次取りまとめ」より  
※2 森田洋司「いじめの国際比較研究―日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析」金子書房

## プロフィール



大阪大学文学部卒業。  
2010(平成22)年から現職。  
大阪府人権教育研究協議会  
事務局長、兵庫県学力向上  
実践推進委員会・兵庫県人権教育資料検討委  
員会の各委員、大阪府人権作文審査委員長等。  
著書に『小1プロブレムの予防とスタートカリ  
キュラム』、『子どもがつながる学級集団づくり  
入門』(ともに明治図書)、共著に『力のある学  
校の探求』(大阪大学出版会)等多数。

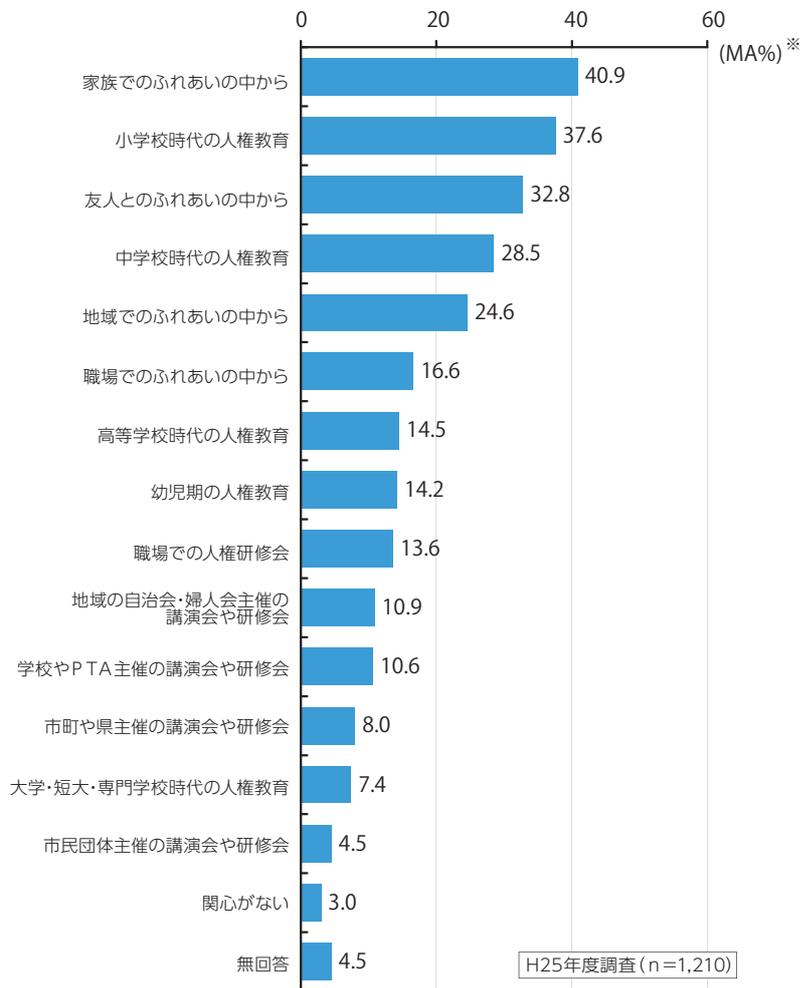
人権尊重の考え方について強く影響を受けたと思われるもの。(○はいくつでも)

H25年度新規設問

特集

# グラフで見る人権尊重の 考え方に影響を与えたもの

私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重することを感性として身につけるためには、人権に関するまなびの機会を持つことが大切です。家庭や地域、学校でのまなびの機会をより充実させて、日常生活の中で、相手を思いやる気持ちを態度や行動として表せるように人権感覚を育んでいきましょう。



※選択肢の個数が「いくつでも」の場合の全体に占める割合を示す。

あなたが人権のことを意識し始めたのは、どんな時ですか。人権尊重の考え方は、どのような場面で育まれたのでしょうか。

県が実施した県民意識調査からは、「家族でのふれあいの中から」が40.9%で最も高く、次いで「小学校時代の人権教育」(37.6%)、「友人とのふれあいの中から」(32.8%)、「中学校時代の人権教育」(28.5%)、「地域でのふれあいの中から」(24.6%)の順になっています。





# スポーツを通した 人権に関する学び

ひょうご人権大使  
甲南大学スポーツ・健康  
科学教育研究センター  
准教授

伊東浩司さん

2020(平成32)年、東京でオリンピック・

パラリンピックが開催されることが決まりました。今後、競技スポーツはもちろんですが、健康や生涯スポーツ、そして、見るスポーツなど様々なことが日常生活の中で話題になっていくと思います。私自身も、中学1年生から現在まで、選手、そして指導者として陸上競技に携わってきました。昨年、日本オリンピック委員会とのナショナルコーチ研修を2か月間受講する機会に恵まれました。この研修で、私自身のスポーツに対する考えが大きく変わり、現在、次の3つのことを注意するように心掛けています。これらのことは、簡単なことでありながらも見落とされていることがあり、時には、スポーツから離れていく原因になることかもしれません。

まず、1つ目は、スポーツの特徴です。皆さんは、「スポーツ」という言葉を考えたことがありますか。私は、残念ながら真剣に考えることがありませんでした。主な内容としては、「欲求にもとづく自発的活動で、労働に求められるような強制がない。勝敗や成功・不成功などの結果があらかじめわからない活動である。基本的には、自由な自己表現の活動である

が、その秩序はルールやマナーによって保たれる」などです。ごく普通で当たり前のことだと感じる方が多いかもしれませんが、これが一つでも崩れると、差別や体罰などに繋がる可能性があります。

2つ目は、指導です。スポーツ界ではコーチングという言葉が多く使われています。このコーチの語源は、「四輪馬車」と言われています。すなわち、コーチとは目的をもった選手を目標まで確実に運ぶ役割を担った人と言われています。しかしながら、青春ドラマのように、「俺についてこい」のような指導を多く目にする場合があります。自分の考えだけを押しつけず、相互理解で進んでいくことによって成長へ繋がると思います。

3つ目は、学校体育、すなわち授業です。スポーツには大切な要素がすべて含まれています。まずは、ユニホームにあたる体操服、そして、整列、挨拶、体操・準備運動、ルール・技術説明、実践、片づけ、整列・挨拶という流れの中には、1つ目のスポーツで触れた特徴が盛り込まれています。授業の中で、上手く出来る人やそうでない人が必ずいます。そして、それらが結果に繋がります。結果を出すことは重要で

ですが、授業の流れの中で、協力し、相手を思いやる、尊重するなどのスポーツマンシップを養うことも大切であると考えます。

前述のことは、簡単なことのように、多くの人が見逃しているように思います。しかし、これらのことは、身体を動かす前の心の部分です。皆さん一人ひとりが考えることによって、すべての人が楽しくその時を過ごすことが出来るのです。皆さんも今日から意識をしてみたいかがでしょうか。スポーツ以外の場面でもきつと役に立つと考えます。

## プロフィール

神戸市出身1970(昭和45)年生まれ。早稲田大学大学院スポーツ科学研究科修了。2005(平成17)年から現職。100mの現日本記録保持者(2015.2月現在)で、1998(平成10)年のバンコクアジア大会では100m、200m、400mリレーで3個の金メダルを獲得。2007(平成19)年からひょうご人権大使を務める。現在はスポーツ解説者としてオリンピックや世界陸上などに多数出演。



# ふれあいサロン

## 読者からのお便り

12月号「障害者権利条約の批准と今後のまちづくり」を読んで、一人ひとりにあった“合理的配慮”を進めることの大切さが理解できました。全員が参加できる排除のない社会でなければと思います。

✉ (篠山市・天野きみ子さん)

「障害がある人」がテーマの12月号。特に、早瀬さんご夫婦が、障がいがあるにもかかわらず、皆がともに社会で暮らしていけるために思いやりの優しい心を持って実践されていることを知り、感動しました。私も日々自分でできることをしようと思います。

✉ (姫路市・大塚由利子さん)

12月号の「拉致問題の早期解決を願って」の記事を読み、これこそ人権侵害問題そのものであると強く感じさせられました。

✉ (赤穂市・数林定美さん)



## 問 クロスワードを解いて、A～Iの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう？

1	2		3		4	5
D						
6			7	8		
		9				B
10	11				12	
	13			14		15
			C			F
16		17	18			
19				E		20
						H

## 🔑 たてのカギ

1. 目的の物事を成し遂げること。「○○○○感を味わう」
2. “いやそうではない”と否定を表す言葉
3. 身に染みて感ずること
4. 地上はるか上方に広がる空間
5. 相手の立場や気持ちをくみ取ること。「相互○○を深める」
6. 苦あれば○○あり
7. まわりが敵ばかりで味方のいない孤立無援の状態
8. 三人寄れば文殊の○○
9. 返事は○○と元気よくしましょう
10. 悪いこと。子どもたちが○○の道に走ることのないようにしっかりと見守りたい
11. 二本の細長い板を履いて雪の上を滑ります
12. 馬に乗りT字型のステッキで球を打ちあって相手チームのゴールへ入れることを競います
13. 自動車のことです。マイ○○、レンタ○○

## 🔑 よこのカギ

1. 大事に思うこと。「自分も人も○○○○に」
4. 兵庫県生まれの登山家、植村直己氏は犬の引く○○に乗って単独で北極点に到達しました
6. すがって頼りにするもの。「命の○○」
7. ○○○○な春の日差しが待ち遠しいですね
9. 一定のことを行うために必要とされる条件や能力。○○○試験、受験○○○
10. あたり○○○○の銀世界
13. 人と人との間柄。親子の○○、友達の○○
14. 氷上を滑り競う○○○スケート
17. 内閣を組織すること
19. 各人の衣服や持ち物をしまっておく鍵付きの戸棚。○○○○ルーム
20. 物事を中心となる重要な部分。○○ワード、○○パーソン

12月号の答え トシコシノジュンビ

## 投稿&クロスワードで「ウエストポーチ」をプレゼント! //

「読者からのお便り」の投稿掲載者(平成27年4月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)に、「ウエストポーチ」をプレゼント。本誌「さずな」へのご意見や感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。\*投稿はペンネームの使用も可能です。\*当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

### 応募方法 締め切り

はがきか、ファクス、メールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。3月6日(金)締め切り(必着)

### 応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会「さずな」ふれあいサロン係

TEL:078(242)5355 FAX:078(242)5360 Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

\*投稿者および応募者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



# 刑事裁判への 被害者参加

## 刑事裁判への被害者参加とは？

皆さんは、犯罪被害に遭われた方や被害者のご遺族が刑事裁判にどのような関与ができるのかご存じでしょうか。

被害者や被害者の遺族は、刑事裁判において心情等についての意見を述べることができ、また一定の重大な犯罪の場合には、「被害者参加制度」を利用し、刑事裁判の当事者として、裁判に参加することができ、具体的には、法廷の所定の場所に席がもうけられ、被告人に対し直接質問したり、求刑についての意見を述べたり、或いは被害者がおかれている苦しい状況や、犯罪により愛する人を奪われたことによる怒り、悲しみを書面にまとめ、裁判の場で陳述することができるとのことです。

被害者やご遺族にとつて、これらの権限を行使することは大変な負担です。心に大きな悲しみを抱え、法廷という特殊な、非日常的な場で、被告人と向かい合つて、裁判官・裁判員、そして皆さんの傍聴人の前で、突然自分を襲つた被害

公益社団法人  
ひょうご犯罪被害者  
支援センター  
理事・弁護士

かわせ  
河瀬  
しん  
真さん

について語る。少し想像しただけでも、いかに強い緊張を強いられ、心身に厳しい負担がかかることであるか、お分かりになると思います。

## なぜ被害者は参加をするのか？

ではなぜ、犯罪被害者や被害者遺族は、これほどの負担を背負つてまで裁判に参加するのでしょうか。もし刑事裁判に被害者や遺族の存在が無ければ、犯罪による被害は、被告人らの口から語られるだけになり、裁判は被害の本当の深刻さ、被害者や遺族の人生に与えた影響、被害者や遺族の真実の気持ちからはほとんど遠のいてしまします。「被害者参加人」は、被害者がこれまでどんな人生を歩んできたのか、それが犯罪によってどれほど壊されてしまったのか、その本当の姿を、自らの言葉で被告人に問いかけ、裁判所に訴えているのです。

我々弁護士は、支援者のひとりとして、被害者参加や意見陳述をサポートさせて頂いています。我々はあくまで

も、犯罪被害者や被害者遺族を後方で支える立場にすぎません。犯罪被害に遭われた方や被害者の遺族が、法律で認められた権限を、自らの意思で主体的に行使用することにこそ、大きな意味があると思うからです。そして、被害者や遺族がご自身の言葉で話したためた意見陳述書、ご自身の言葉で発せられた質問ほど、力のこもつたメッセージはありません。

新聞やテレビで刑事裁判の報道に接したとき、どうかその背後には被害者や被害者遺族の闘いと決意があることを思い出してください。それこそが、安心で安全な社会の構築につながる一歩になると、私は思います。

## プロフィール



平成11年4月弁護士登録。兵庫県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員、同災害復興等支援委員会委員。犯罪被害者の支援を行う民間のボランティア団体である「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」理事。災害からの復興まちづくりを支援する実務家の団体である阪神淡路まちづくり支援機構事務局次長。

## 新着図書紹介

### 地域を変える 高校生たち



編 宮下与兵衛  
著者 宮下与兵衛 栗又衛 浪岡知朗  
発行所 かもがわ出版

持続可能な地域社会をつくるためにコミュニティづくりが課題になっています。そのカギを握るのは若者の参加だと著者の宮下さん。

本書には北海道、茨城、長野の高校生たちの地域活動が報告されています。生徒や保護者、学校と地域住民が、学校の活性化や地域づくりについて話し合う場を設けました。それぞれの地域で、地元企業や商店街とタイアップした町おこしや、廃線となる鉄道存続を訴え通学路線を確保した活動、街の大規模な美化運動やマラソン大会への全員ボランティア参加など、どれも地域活性化に向け、元気あふれる活動の記録が綴られています。

若者たちと市民との話し合いや若者が地域活動を通じてその素晴らしさに目覚め、故郷を大切に思う市民として地域の人達と共に成長できることを教えてください。

# 阪神淡路20年「人権のつどい」を開催

—1.17は忘れない—

昨年12月1日、県公館で「人権のつどい」が開催されました。のじぎく文芸賞の表彰式の後、パネルディスカッション「震災と人権」では、神戸新聞特別編集委員兼論説顧問の林芳樹さん、歌手の森祐理さん、あしなが育英会・神戸レインボーハウスチーフディレクター八木俊介さんらのパネリストと元日本テレビアナウンサーで記者の藪本雅子さんのコーディネートにより、阪神・淡路大震災を振り返り、自らの体験や東日本大震災への復興支援の取り組みなど、様々な角度からの報告や人権についての意見が出されました。ハートフル人権コンサートでは、高石ともやさんが阪神・淡路大震災の被災地で毎年コンサートを開いていることや、ホノルルマラソン外国人最多連続完走記録にまつわるエピソードなどを交えながら、心にしみるフォークソングを届けました。



左から、コーディネーターの藪本さん、パネリストの林さん、森さん、八木さん。それぞれの阪神・淡路大震災との関わりや、震災後の取り組みについての基調報告を行い、その後に意見を交換しました。



高石さんは、「陽気なゆこう」「街」など数曲を披露。トークとギターの弾き語りでは会場は温かい雰囲気になりました。

## イベントガイド

<p>たつの市 人権を考える市民の 集い(揖保川会場)</p>	<p>日時 2月7日(土) 13:30~16:30 場所 アクアホール※JR山陽本線「竜野」駅から徒歩約10分 「私の心にひびいたあの一言」の朗読・表彰 ライフデザインいばがわ 人権劇公演、講演会 他 演題「今を生きる～ぼくの顔のあざは、大事な宝物～」 ●講師 藤井輝明さん(医学博士)※手話通訳あり</p>	<p>問い合わせ たつの市教育委員会 人権教育推進課 TEL 0791-64-3182</p>
<p>香美町 第34回差別を なくする町民の つどい</p>	<p>日時 2月21日(土) 13:30~15:30 場所 香住区中央公民館 文化ホール ※JR山陰本線「香住」駅から徒歩約15分 テーマ「差別のない優しい町づくりをめざして」 ①実践発表:学校教育2校、社会教育2~3名(団体) ②人権作文発表 ほか</p>	<p>問い合わせ 香美町町民課 人権推進室 TEL 0796-36-1110</p>
<p>朝来市 人権教育推進 協議会連合会 人権講演会</p>	<p>日時 2月22日(日) 14:00~15:30 場所 あさご・ささゆりホール ※JR播但線「新井」駅から徒歩10分 人権講演会 演題「みんな 一人の価値ある人間です」 ●講師 鈴木ひとみさん(バリアフリー啓発講師)</p>	<p>問い合わせ 朝来市市民文化部 人権推進課 TEL 079-672-6122</p>

## インターネットで「人権文化をすすめる県民運動」の様態を配信中!

人権文化をすすめる 動画  検索



昨年12月に開催した「人権のつどい」のパネルディスカッションでは、「震災と人権」をテーマに意見が交わされ、私にとって貴重なまなびの機会となりました。

次々と報告される震災支援の現状や成果と課題。阪神・淡路大震災の遺児が支援する側へとたくましく成長しているという嬉しい報告もあれば、今も困っている人たちがいる現実や震災、大災害の教訓は活かされているのか、もう発生しないと慢心していないかという問いかけなどもあり、大いに考えさせられました。震災復興に携わってこられたパネリストの生々しい発表を聞きながら、自分の記憶が薄くなっていることを反省しました。

阪神・淡路大震災から20年が経過し、被災地ですら、震災を知らない、経験していない人が40%を超えるといえます。改めて、経験や教訓を「伝える」「備える」「活かす」を念頭に置き、自分ができる活動に取り組みたいと思います。

(小池)

「きずな」は、協会ホームページからもご覧になれます。